

私振第368号
令和8年（2026年）8月17日

各学校法人理事長 様

熊本県総務部総務私学局私学振興課長

令和8年熊本地震の影響による奨学のための給付金（家計急変）支援制度
及び制服へ支援に関する周知について（依頼）

平素から本県の私学振興行政に御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、本県では、かねてから家計急変世帯への教育に必要な経費等の負担について奨学のための給付金による支援を行っておりますが、今回の令和8年熊本地震で被災した等の影響により家計が急変し要件を満たした場合には、奨学のための給付金を受給できる可能性があります。

また、奨学のための給付金の対象となる世帯で、災害等により制服を喪失・毀損した場合は、給付額が加算される可能性があります。

貴校におかれましては、本県制度に該当する生徒がいる場合は、別添により対象者へ御周知いただくとともに、可能な限り申請書を取りまとめの上、当課宛てに御提出いただきますようお願いいたします。

（問い合わせ先）

熊本県 私学振興課 私学運営支援班
TEL 096-333-2064 担当：村上